

公益財団法人三重県産業支援センター広報紙「MIESC」広告掲載取扱要領

制定 平成 30 年 8 月 23 日

改正 令和 2 年 6 月 24 日

改正 令和 2 年 9 月 7 日

（目的）

第 1 条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「財団」という。）が発行する広報紙「MIESC」への広報掲載を適正に行うため、公益財団法人三重県産業支援センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告位置及び枠数）

第 2 条 要綱第 4 条に規定する広告の位置及び枠数は次の各号のとおりとする。

- (1)タブロイド判（縦 406 ミリ・横 272 ミリ）広報紙のうち、7 ページまたは 8 ページのいずれかの紙面下部に掲載する。
- (2)1 号あたりの枠数は 3 とする。

（広告の規格）

第 3 条 要綱第 4 条に規定する広告の規格は次の各号のとおりとする。

- (1)1 枠あたりの大きさは縦 55 ミリ・横 78 ミリとする。
- (2)形式はカラー（4 色刷り）とする。
- (3)文字又は画像で表示されたものとする。

（広告の掲載時期）

第 4 条 財団は、広報紙を原則として年 3 回（7 月下旬・11 月下旬・2 月下旬）発行し、発行時に要綱第 5 条に規定する広告を掲載するものとする。ただし、財団の都合により、広報紙の発行時期、発行回数について変更することがある。

- 2 本条第 1 項ただし書により、広報紙の発行時期または発行回数に変更となった場合、広告掲載にかかる申込者の損害やトラブル等について、財団は一切責任を負わないものとする。

（広告の募集方法等）

第 5 条 要綱第 6 条に規定する広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集は、財団ホームページ、募集チラシ等により公募するものとする。

- 2 前項の募集への申し込みは、原則として掲載月の前月の 10 日までに「広報紙『MIESC』広告掲載申込書（別紙様式第 1 号）」により行うものとする。

(広告作成)

第6条 広告作成は、広告主が行うものとする。広告主は原稿データを財団の指定する場所に、財団の指定する形式により、財団の指定する期日までに提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は広告主が負担するものとする。
- 3 広告主はイラストや画像を使用する場合は、これらを使用する権利が広告主に帰属するものでなければならない。
- 4 財団は第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、要綱第3条の規定に違反すると認める場合、ユニバーサルデザインの観点から読みにくいと認める場合は修正を求めることができる。
- 5 前項の規定により修正に要する経費は広告主が負担するものとする。

(決定及び結果通知)

第7条 第5条第2項による広告掲載の申し込みがあった場合は、募集期間終了後、第13条に規定する審査会により審査し、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。

- 2 前項の規定により決定したときは、その結果を「広報紙『MIESC』広告掲載申込結果通知書(別紙様式第2号)」により広告主に通知する。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は次の各号のとおりとする。

- (1)1号あたり1枠10,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。ただし、特別情報会員は1号あたり1枠5,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。
- (2)広告主は、前号の規定による広告掲載料を、財団が指定する日までに、財団が発行する請求書により一括して前納するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 財団は、掲載を決定した広告が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1)要綱第8条第1項第1号の規定により定められた期日までに広告原稿が提出されないとき
 - (2)要綱第8条第1項第2号の規定により定められた期日までに広告掲載料が納付されないとき
 - (3)要綱第3条の規定に反すると判断したとき
- 2 財団は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対してその理由を付して「広報紙『MIESC』広告掲載取消通知書(別紙様式第3号)」により通知する。

- 3 第1項の規定に基づいて広告の掲載を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、財団はその賠償の責を負わない。
- 4 財団は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合で、すでに広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

- 第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、「広報紙『MIESC』掲載取り下げ書(様式第4号)」により、財団が指定する日までに申し出なければならない。
 - 3 財団は、前項の規定により広告掲載取り下げ書を受理した場合で、すでに広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第11条 財団の都合により広告掲載ができなくなった場合で、すでに広告掲載料が納付されているときは広告掲載料を返還することができる。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

- 第12条 広告主は、広告内容その他広告表示に関するすべての事項において、一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告の表示により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(審査)

- 第13条 要綱第11条の規定により、広報紙『MIESC』に掲載する広告の審査は、事務局にて行う。
- 2 事務局は必要に応じて、財団等の関係者に広告内容に関する意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第14条 審査業務を担当する事務局は、総務企画課とする。

(協議)

- 第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟については、津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。
- 2 「公益財団法人三重県産業支援センター広報誌『MIESC』広告掲載要領」(平成 26 年 1 月 6 日制定)は、この要領の施行をもって廃止する。

附 則

この要領は令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

この要領は令和 2 年 9 月 7 日から施行する。